

# 医師導入研修法人規定

文書番号	本部—法規—本事-008
承認日	2023.09.20
ページ	1/2ページ

## 医師導入研修法人規定

[改定管理表]

改定 番号	改定年月日	改定内容	作成者	承認者
1	2005. 7. 25	前回改訂日	本部 ISO 事務局	理事長
2	2023. 9. 20	確認書類の追加 文言修正	本部 ISO 事務局	理事長
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

# 医師導入研修法人規定

文書番号	本部—法規—本事-008
承認日	2023.09.20
ページ	2/2ページ

- この規定は、臨時雇用の医師（非常勤医師）に対する導入研修について定める。
  - 大学の医局などから新しく医師が派遣されたとき、事務長は以下について確認する。
    - 医師免許証のコピー
    - 保険医登録票のコピー
    - 難病指定医認定証のコピー
    - 認定医・専門医認定証のコピー
    - 経歴書
    - 健康診断書
  - また、次のことについて事業所長（または事務長）が研修を行う。
    - 事業所の概要について
    - 外来診療などの流れについて
    - 電子カルテやオーダーリングシステムについて
    - 薬剤採用について
- 以上の教育を実施した上で部署に配属する。